

平成26年商業統計調査の概要

1 調査の目的

商業統計調査は、全国の商業事業所の分布状況や販売活動など、商業の実態を明らかにすることを目的としています。

2 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」であり、商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）によって実施されたものです。

3 調査の期日

平成26年商業統計調査は、平成26年7月1日現在で実施されました。
今回の調査は、総務省所管の経済センサス - 基礎調査と一体的に実施されました。

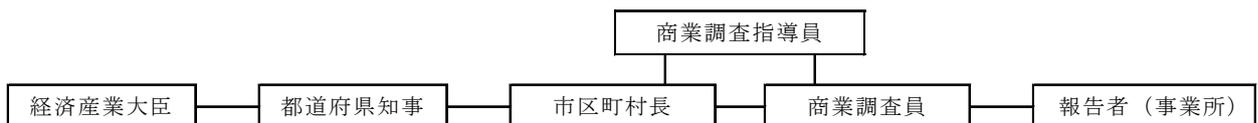
4 調査の範囲

日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる「大分類Ⅰ－卸売業、小売業」に属する民営の事業所です。この中には、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）や、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ・インターネット販売などの事業所も含まれます。

5 調査の経路

商業統計調査の調査経路は、次のとおりです。

- (1) 報告者（事業所）が自ら調査員によって配布された調査票に記入（自計方式）し、調査員が回収する又はオンライン提出による調査員調査方式。



- (2) 商業事業所の本店等が傘下の商業事業所の調査票を事業所ごとに作成し、一括して経済産業省へ郵送又はオンラインにより提出する本社等一括調査方式。



用語の解説

1 商業事業所

商業事業所とは、原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般に卸売業、小売業といわれる事業所をいいます。

この報告書では、商業事業所のことを「事業所」と表記しています。

2 卸売業

卸売業とは、主として次の業務を行う事業所をいいます。

- (1) 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- (2) 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- (3) 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など）を販売する事業所
- (4) 製造業の会社が別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務を行っている事業所を除く）。

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となります。

- (5) 商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所（修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業ではなく卸売業とします。）
- (6) 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。代理商、仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれます。

3 小売業

小売業とは、主として次の業務を行う事業所をいいます。

- (1) 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- (2) 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- (3) 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所（修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とします。）

ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業（大分類Rーサービス業（他に分類されないもの））とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしません。

- (4) 製造小売事業所（自店で製造した商品在那个場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）。

例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局などが製造小売事業所となります。

なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業（大分類E）に分類されます。

- (5) ガソリンスタンド
- (6) 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

(7) 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類します。

4 単独事業所、本店、支店

- (1) 「単独事業所」…他の場所に同一経営の本店、支店、営業所などを持たない事業所をいいます。
- (2) 「本店」…他の場所に同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。

なお、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は「支店」とします。

- (3) 「支店」…他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称を持つ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含みます。また、上位の本店場殿統括を受ける一方、下位の事業所を統括している中間的な地域本店なども支店とします。

5 従業者、就業者

平成26年7月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいいます。

従業者とは、「個人業主及び無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは、従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への出向又は派遣従業者」を除いたものをいいます。

- (1) 「個人業主及び無給家族従業者」…「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している人をいいます。また、「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている人をいいます。
- (2) 「有給役員」…法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている人をいいます。
- (3) 「常用雇用者」…「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている人で、次のいずれかに該当する人をいいます。

ア 期間を定めずに雇用されている人

イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている人

ウ 平成26年の5月、6月のそれぞれの月に18日以上雇用されていた人

- (4) 「臨時雇用者」…常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている人や、日々雇用されている人をいいます。
- (5) 「他からの出向・派遣従業者」…別経営の事業所から出向・派遣されている人をいいます。
- (6) 「従業者・臨時雇用者のうち他への出向又は派遣従業者」…従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ出向・派遣している人をいいます。
- (7) 「パート・アルバイトなどの8時間換算雇用者数」…上記5(3)の「パート・アルバイトなど」の従業者について、平均的な1日当たりの労働時間である8時間に換算したものです。

6 年間商品販売額

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいいます。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めません。

7 その他の収入額

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲介手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動（商品販売額）以外の事業による収入額を合計したものです。

8 売場面積（小売業のみ）

平成26年7月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいいます。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていません。

9 年初及び年末商品手持額（法人事業所のみ）

企業全体の商業事業所における平成25年年初及び年末現在に、販売の目的で保有しているすべての手持商品額（仕入時の原価による）をいいます。

10 年間商品仕入額（法人事業所のみ）

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の企業全体の商業事業所における企業外からの商品の仕入額をいいます。したがって、自企業内の本支店間、支店相互間の振替移動を行った取引額は除きます。

ただし、国外にある自企業の支店より輸入した場合は仕入額に含みます。

11 法人、個人

(1) 「法人」…法律の規定に基づき法人格を取得している団体が経営する事業所をいいます。具体的には、株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、相互会社、社団法人、財団法人、生活協同組合等が経営する事業所をいいます。

(2) 「個人」…法人格を取得せず個人で経営している事業所をいいます。「個人」には法人でない団体を含んでいます。

12 販売方法

(1) 「現金販売」…現金で商品を販売した場合をいいます。なお、小切手、商品券、プリペイドカード、デビットカードによる販売も含めます。

(2) 「電子マネーによる販売」…非接触型ICカードで利用前にチャージを行うプリペイド方式により販売した場合をいいます。

(3) 「信用販売」

ア クレジットカードによる販売…信販会社等の提供する「クレジットカード」の利用により、商品をクレジット販売した場合をいいます。

イ 掛売・その他…クレジットカードを用いない割賦販売、非割賦販売等をいう。また、新聞、牛乳等の月極販売もここに含みます。

13 販売形態（小売業のみ）

- (1) 「店頭販売」…店頭で商品を販売した場合をいいます。
- (2) 「訪問販売」…訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいいます。
- (3) 「通信・カタログ販売」…カタログ、テレビ、ラジオ等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、銀行振込などの通信手段による購入の申込を受けて商品を販売した場合をいいます。
- (4) 「インターネット販売」…インターネットにより購入の申し込みを受けて商品を販売した場合をいいます。
- (5) 「自動販売機による販売」…事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいいます。
- (6) 「その他」…生活協同組合の「共同購入方式」や新聞などの月極販売、ア～オ以外の販売形態で商品を販売した場合をいいます。

14 来客用駐車場、専用駐車場、共用駐車場、収容台数（小売業のみ）

- (1) 「来客用駐車場」…平成26年7月1日現在で、事業所が来客の自動車を一時的に保管できる場所をいいます。なお、ガソリンスタンドについては調査を行っていません。
- (2) 「専用駐車場」…自己所有又は契約等により、その事業所が単独で利用できる来客用の駐車場をいいます。
- (3) 「共用駐車場」…他の事業所等と共同で使用しており、その事業所が単独で利用できる区画が明確になっていない来客用の駐車場をいいます。
- (4) 「収容台数」…満車の状態で収容できる台数をいいます。一日の延べ収容台数ではありません。

15 フランチャイズ・チェーン加盟事業所、ボランティア・チェーン加盟事業所、いずれにも加盟していない事業所（小売業のみ）

- (1) 「フランチャイズ・チェーン加盟事業所」…他の事業所（フランチャイザー（本部））との間に契約を結び（加盟）、フランチャイザーの商標や経営のノウハウを用いて、同一イメージのもとに商品の販売等を行っている事業所をいいます。
- (2) 「ボランティア・チェーン加盟事業所」…同一業種の事業所どうしで本部を中心に共同仕入れ、配送、宣伝、売り出しなどを行う共同事業に加盟している事業所をいいます。
- (3) 「いずれにも加盟していない事業所」…上記ア、イに含まれない事業所で、レギュラー・チェーン（直営店）、自動車メーカーの特約店、家電メーカーの販売店などもこれに含まれます。

16 商業企業

- (1) 商業企業（この報告書では、「企業」と表記しています。）

商業企業とは、この報告書では、本店（又は単独店）が商業事業所である法人のことをいいます。また、商業企業に係る集計（90～91ページ、統計表第13表）で用いている「商業事業所」とは、当該法人に属している商業事業所（本店、支店、営業所等）を、「従業者」とは、「商業事業所」で商業に従事している従業者をいいます。

したがって、統計表第13表には、横浜市外に所在する支店等のデータも含まれています。また、本店が主として統括的、管理的事務を行っており、商業（卸売業・小売業）行為を行っていない場合はその企業のデータは集計に含まれていませんので併せて御注意ください。

(2) (商業企業の) 年間商品販売額、年間商品仕入額

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の企業内の全商業事業所(国内)における商品の仕入額・販売額をいいます。

なお、自企業内の本支店間、支店相互間の振替移動による取引額は除きます。

(3) (商業企業の) 電子商取引

電子商取引とは、「商取引のうち、物品の受発注に係る業務について一部でもコンピュータを介したネットワーク上で行っていること」をいいます。

ただし、商業統計調査では年間商品仕入額、年間商品販売額に占める電子商取引の割合が1%以上のものについて集計しました。

17 町名、町名コード

町名は、調査期日(平成26年7月1日)時点のものを使用しています。

また、各町に対応し、統計表上で使用している3桁の町名コードは、横浜市で設定しているコードです。

18 産業分類、商品分類

産業分類とは、産業の種類を体系的に区分したもので、各種統計調査の結果を産業別に公表する際に使用されています。この報告書で使用している商業統計用分類は、原則として日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に準拠しています。

商品分類とは、商業統計調査の実施主体である経済産業省が産業細分類を更に細分化し作成した分類で、事業所の年間商品販売額の内訳は、この商品分類に基づき回答されています。

19 業種

この報告書の「調査結果の概要」(10~39ページ)で使用している「業種」とは、産業小分類(卸売業501~559、小売業561~619)のことをいいます。

利用上の注意

1 数値、符号について

(1) 単位未満の数値について

四捨五入を原則としたので、総数と内訳の合計は必ずしも一致しません。

(2) 符号の用法について

次のとおりです。

「-」… 該当数値のないもの

「0」「0.0」… 端数四捨五入による単位未満のもの

「X」… 1又は2の事業所に関する数値であるため、これをそのまま掲げると、個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるので秘匿した箇所です。また、3以上の事業所に関する数値でも、秘匿した1又は2の事業所に関する数値が前後の関係から判明する箇所は「X」で表しています。

2 留意点

(1) 集計対象等について

ア 「調査結果の概要」10ページについては産業大分類「I-卸売業、小売業」に格付けられた事業所を全て集計対象としています。

イ 「調査結果の概要」11ページ以降（統計表含む）については「I-卸売業、小売業」に格付けられた事業所のうち、以下のすべてに該当する事業所について集計対象としました。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと。
- ・産業細分類の格付に必要な事項の数値が得られた事業所であること。

このため、上記アとイの事業所数及び従業者数は一致しません。

(2) 前回調査との比較について

平成26年調査は、日本標準産業分類の第12回改訂及び調査設計の大幅変更に伴い、前回実施の平成19年調査の数値とは接続しないため、比較は行っていません。

概要において「平成24年」の数値は「平成24年経済センサス-活動調査」の結果で、集計対象範囲の違いがあるため、参考値として掲載しています。

3 その他

(1) 産業小分類569「その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」及び産業細分類5699「その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」については、統計表において、いずれも「その他の各種商品小売業」と表記しています。

(2) この報告書の数値は、経済産業省から公表される数値と相違する場合があります。